

議案第9号

山都町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

山都町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成30年3月5日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、平成30年4月から、住所地に係る特例を受けて、対象施設への入所等が継続する間、前住所地の広域連合が保険者となるよう見直されたため、山都町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

山都町後期高齢者医療に関する条例（平成20年山都町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「法第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「法第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同号」を「法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項又は第2項の規定の適用を受け、これらの規定により山都町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則第2条を削り、附則第3条を附則第2条とし、附則第4条を附則第3条とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

山都町後期高齢者医療に関する条例(平成20年山都町条例第3号)新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---|---|
| <p>(保険料の徴収)</p> <p>第3条 町は、次に掲げる被保険者から、保険料を徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項_____の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(同項_____に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項_____に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際、本町に住所を有していたもの</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号_____の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち、最初の病院等に入院をした際、本町に住所を有していたもの</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号_____の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号_____に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、本町に住所を有していたもの</p> | <p>(保険料の徴収)</p> <p>第3条 町は、次に掲げる被保険者から、保険料を徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際、本町に住所を有していたもの</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち、最初の病院等に入院をした際、本町に住所を有していたもの</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、本町に住所を有していたもの</p> <p>(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項又は第2項の規定の適用を受け、これらの規定により山都町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者</p> |

附 則

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)

第2条 平成20年度における被扶養者であった被保険者(法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。)に係る納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 10月1日から同月31日まで

第2期 11月1日から同月30日まで

第3期 12月1日から同月31日まで

第4期 1月1日から同月31日まで

第5期 2月1日から同月末日まで

第6期 3月1日から同月31日まで

2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る納期について、第4条第2項の規定を適用する場合には、同項中「町長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における町長が別に定める時期とする」とする。

(延滞金の割合の特例)

第3条 (略)

(山都町特別会計条例の一部改正)

第4条 (略)

附 則

第2条 削除

(延滞金の割合の特例)

第2条 (略)

(山都町特別会計条例の一部改正)

第3条 (略)